

アルファ定期預金「ひまわり満開」説明書（窓口）

1. 商品名		・アルファ定期預金「ひまわり満開」				
2. 取扱対象		・個人および個人事業主の方に限らせていただきます。				
3. 預金の種類		・スーパー定期1年、3年、5年、7年（自動継続扱）				
4. 預入	(1)預入方法	・一括預入				
	(2)預入金額	・10万円以上1,000万円未満				
	(3)預入単位	・1円単位				
5. 取扱総額		・300億円（窓口とATM 合わせて）				
6. 払戻方法		・満期日以後に一括して払い戻します。				
7. 利息	(1)適用金利	・固定金利 預入時に下記の利率を初回満期日まで適用します。 1年…1.30%（税引後1.035%） 3年…1.40%（税引後1.115%） 5年…1.50%（税引後1.195%） 7年…1.70%（税引後1.354%） 以後、自動継続時には店頭表示金利を適用します。 ・店頭表示金利については、店頭備え付けの金利表示ディスプレイまたは当金庫ホームページをご覧ください。 【当金庫ホームページアドレス https://www.hanshin-ca.co.jp 】				
	(2)利払方法	・お利息は満期日以後に一括して支払います。				
	(3)計算方法	・1年…付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算 ・3年…付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で6ヶ月毎の複利計算 ・5年…付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で6ヶ月毎の複利計算 ・7年…付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で6ヶ月毎の複利計算				
8. 税金		・お利息には、復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。（ただし、マル優をご利用の場合は除きます。）				
9. 取扱期間		・令和8年7月1日（水）～令和8年9月30日（水）				
10. 付加できる特約事項		・マル優の取扱いができます。 ・「総合口座」の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率）				
11. 中途解約時の取扱い		・下記の期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに お支払いします。				
			期間1年	期間3年	期間5年	期間7年
		1年未満	解約日における 普通預金利率	解約日における 普通預金利率	解約日における 普通預金利率	解約日における 普通預金利率
		1年以上2年未満	—	約定利率×10%	約定利率×10%	約定利率×10%
		2年以上3年未満	—	約定利率×10%	約定利率×10%	約定利率×10%
		3年以上4年未満	—	—	約定利率×10%	約定利率×10%
		4年以上5年未満	—	—	約定利率×10%	約定利率×10%
		5年以上6年未満	—	—	—	約定利率×10%
		6年以上7年未満	—	—	—	約定利率×10%
12. 景品		・新たにお預け入れ、または増額の金額に応じて、下記のとおりプレゼントいたします。				
		新規または増額した金額	景品			
		50万円以上	ホットケーキミックス 1個			
		・おひとりさま取扱期間中1回のみのプレゼントとします。また数に限りがございますので、品切れの際は別景 品に代えさせていただきます場合がございます。				
13. 苦情処理措置		・本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室（9時～17時、電話：0120-8040-19）に お申し出ください。				
14. 紛争解決措置		・愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話： 03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能 ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所 （9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出 いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さま のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争 の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もありま す。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。				
15. その他参考となる事項		・お1人さま1金融機関あたり、決済用預金を除く他の預金と合算して、元本1,000万円までとのお利息が 預金保険制度により保護されます。 ・本説明書以外の取扱いにつきましては、「定期預金共通規定」「自由金利型定期預金（M型）規定」により お取扱いたします。 ・金融情勢により預金金利が変更となる場合がございます。				

アルファ定期預金「ひまわり満開」説明書（ＡＴＭ）

1. 商品名		・アルファ定期預金「ひまわり満開」				
2. 取扱対象		・総合口座通帳または定期預金通帳をお持ちの個人および個人事業主の方				
3. 預金の種類		・スーパー定期1年、3年、5年、7年（自動継続扱）				
4. 預入	(1)預入方法	・一括預入 ・現金またはカード(口座)からの振替による預入				
	(2)預入金額	・10万円以上1,000万円未満 現金の場合は100万円(または紙幣200枚)以下のお預入れ				
	(3)預入単位	・1円単位				
5. 取扱総額		・300億円(窓口とATM 合わせて)				
6. 払戻方法		・満期日以後に一括して払い戻します。				
7. 利息	(1)適用金利	・固定金利 預入時に下記の利率を初回満期日まで適用します。 1年…1.35%(税引後1.075%) 3年…1.45%(税引後1.155%) 5年…1.55%(税引後1.235%) 7年…1.75%(税引後1.394%) 以後、自動継続時には店頭表示金利を適用します。 ・店頭表示金利については、店頭備え付けの金利表示ディスプレイまたは当金庫ホームページをご覧ください。 【当金庫ホームページアドレス https://www.hanshin-ca.co.jp 】				
	(2)利払方法	・お利息は満期日以後に一括して支払います。				
	(3)計算方法	・1年…付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算 ・3年…付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で6ヶ月毎の複利計算 ・5年…付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で6ヶ月毎の複利計算 ・7年…付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で6ヶ月毎の複利計算				
8. 税金		・お利息には、復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(マル優のご利用はできません。)				
9. 取扱期間		・令和8年7月1日(水)～令和8年9月30日(水)				
10. 付加できる特約事項		・マル優の取扱いはできません。 ・「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率)				
11. 中途解約時の取扱い		・下記の期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに お支払いします。				
			期間1年	期間3年	期間5年	期間7年
		1年未満	解約日における 普通預金利率	解約日における 普通預金利率	解約日における 普通預金利率	解約日における 普通預金利率
		1年以上2年未満	—	約定利率×10%	約定利率×10%	約定利率×10%
		2年以上3年未満	—	約定利率×10%	約定利率×10%	約定利率×10%
		3年以上4年未満	—	—	約定利率×10%	約定利率×10%
		4年以上5年未満	—	—	約定利率×10%	約定利率×10%
		5年以上6年未満	—	—	—	約定利率×10%
6年以上7年未満	—	—	—	約定利率×10%		
12. 苦情処理措置		・本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室(9時～17時、電話:0120-8040-19)に お申し出ください。				
13. 紛争解決措置		・愛知県弁護士会(電話:052-203-1777)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話: 03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能 ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所 (9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出 いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さま のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争 の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もありま す。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。				
14. その他参考となる事項		・お1人さま1金融機関あたり、決済用預金を除く他の預金と合算して、元本1,000万円までとのお利息が 預金保険制度により保護されます。 ・本説明書以外の取扱いにつきましては、「定期預金共通規定」「自由金利型定期預金(M 型)規定」によりお取 扱いします。 ・金融情勢により預金金利が変更となる場合がございます。				